

ふれあい保育実施要綱

杉並区立高井戸保育園

(指定管理者 社会福祉法人 東京家庭学校)

杉並区立高井戸保育園ふれあい保育実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、杉並区子育てサポート事業実施要綱(平成6年8月30日杉児保発第304号)に準じて、保育園の機能を活用して、ふれあい保育を行うことにより、保護者の子育てへの不安の解消と子供の健やかな成長を支援することを目的とする。

(実施施設)

第2条 ふれあい保育は、杉並区立高井戸保育園(指定管理者:社会福祉法人 東京家庭学校)にて行う特別保育事業とする。

(実施内容)

第3条 ふれあい保育は、保護者とその乳幼児と一緒に保育園での保育を体験することを通して、保護者に育児全般にわたる知識や技術を伝えるものとする。

2 ふれあい保育は、原則として当該乳幼児の年齢該当クラスにおいて実施するものとする。

(対象者)

第4条 ふれあい保育の対象者は、生後3か月以上小学校就学前の子どもとその保護者とする。

2 なお、園長の判断で、育児経験のない妊娠中の者をふれあい保育の対象者とすることができる。

(申し込み)

第5条 ふれあい保育を希望する保護者は、園長へ電話又はFAX等で予約し、申し込むこととする。

(利用定員)

第6条 ふれあい保育の月ごとの受入数は、保育の実施状況をもとに園長が判断するものとする。ただし、一日の受入数は子どもとその保護者1組とする。

(実施日及び時間)

第7条 ふれあい保育の実施日は、月曜日から土曜日の午前10時から午後1時までの保護者が希望する1日とする。なお、保護者が離乳食見学希望の時は、園長の判断で、実施時間を午後1時から午後4時の時間帯に変更することができる。

(利用料金)

第8条 ふれあい保育の利用料金は実費相当分として、1日につき200円をふれあい保育実施の当日に現金にて徴収することとする。

2 利用料金単価の改正は杉並区ふれあい保育実施要領(平成13年8月9日杉保発第307号)に準じて決定するものとする。

(関係機関との連携)

第8条 ふれあい保育を実施するなかで保護者から育児の相談等があり、他の専門機関で対応することが適切と思われる場合は、関係機関を紹介することとする。

(安全)

第9条 ふれあい保育中の安全については、原則として保護者の責任とする。

(記 録)

第10条 園長は、ふれあい保育の記録票を作成し、その写しを翌月5日までに杉並区保育課あてに報告する。

(遵守事項)

第11条 ふれあい保育を担当する職員は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 利用者の人格を尊重し、誠実かつ公正に対処する。
- (2) ふれあい保育事業を通して知り得た個人及び家庭の情報については、業務遂行以外に用いない。

(委 任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、園長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。